証券コード　3940
2020年３月９日

株　主　各　位

東京都渋谷区恵比寿一丁目３番１号
朝日生命恵比寿ビル７Ｆ
株式会社ノムラシステムコーポレーション
代表取締役 野村　芳光

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年３月23日（月曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2020年３月24日（火曜日）午前10時
※午前９時30分受付開始予定

2. **場　　所**　東京都港区芝公園二丁目５番20号
ホテル　メルパルク東京　５階　瑞雲（ＺＵＩＵＮ）

3. **目的事項**

報告事項　第35期（2019年１月１日から2019年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.nomura-system.co.jp）に掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

1.　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、働き方改革などの影響で雇用者数の拡大や雇用者所得は緩やかな回復基調にありましたが、世界的な設備投資の減速を受けて、企業収益の改善に足踏みが見られるなど先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社を取り巻く環境におきましては、人手不足を背景とした合理化・省力化投資、老朽化に伴う維持・更新投資が堅調であり、企業のＩＴ投資のペースは引き続き増加する傾向にあります。

このような経営環境のもと、当社はＳＡＰ ＥＲＰパッケージ導入のプライム（元請け案件）をより多く受注すべく、当社の強みである人事ソリューションを中心に営業活動を推進してまいりました。合わせて、ＦＩＳ（※）の営業も積極的に行い、受注の安定に努め、顧客基盤の拡大を図ってまいりました。

この結果、当事業年度におきましては、売上高2,411,749千円（前期比5.1％減）、営業利益334,403千円（前期比14.4％減）、経常利益353,796千円（前期比12.9％減）、当期純利益は240,774千円（前期比12.9％減）となりました。

なお、当社はＥＲＰソリューション事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

（※）ＦＩＳ（Function Implement Service）
ＳＡＰ導入プロジェクトにおいて業務設計、システム設計から顧客要件を分析し、ＳＡＰの実現機能の設計やアドオン（作り込み）設計の技術支援を行う。

(2) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、下記の２点を今後の事業展開における特に重要な課題として認識し、対応を強化してまいります。

①人材の確保と育成

当社が継続して成長し発展していくためには、ＳＡＰ社製品を高品質かつ短期間で導入すること及びクラウド、AI、データサイエンスなど著しい進歩がみられる最先端技術の習得が必要不可欠であり、これらを維持し向上していくためにはコンサルタントの研修・トレーニングを充実させるとともに、経験と知識を豊富にもった優秀な人材の確保が必要であると考えております。

製品の多様化からＳＡＰ　ＥＲＰ以外のＩＴ知識とＳＡＰ社製品の導入業務に対する理解を深めるためにも様々な業界及び業務知識も必要となります。当社は、これらの技術及び知識を習得するためにＳＡＰ社のセミナーや研修、自社での教育研修を行っております。また、増加するグローバルな需要に対応するために多言語に対応可能な人材の採用強化を引き続き図ってまいります。

②収益基盤の拡充

当社は、顧客の要望に素早く応え、より優れたコンサルティングサービスを提供するためには、国内に限らずグローバルにおける最新のＩＴ技術を日々把握、素早く対応し、クラウド、データサイエンス、ＲＰＡと新たなサービスを導入し収益基盤を拡充していくことが必要であると考えております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	2016年度 第32期	2017年度 第33期	2018年度 第34期	2019年度 (当期)第35期
売上高	2,441,718 千円	2,533,914 千円	2,540,800 千円	2,411,749 千円
経常利益	311,634 千円	404,867 千円	405,973 千円	353,796 千円
当期純利益	194,347 千円	298,750 千円	276,538 千円	240,774 千円
1株当たり当期純利益	20.98 円	26.80 円	24.49 円	21.08 円
総資産	2,277,238 千円	2,424,509 千円	2,478,524 千円	2,582,217 千円
純資産	1,934,022 千円	2,062,466 千円	2,202,699 千円	2,304,281 千円
1株当たり純資産額	173.98 円	183.13 円	193.14 円	201.10 円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 記載金額（1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を除く）は、千円未満を四捨五入して表示しております。
3. 当社は、2016年5月27日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行い、2017年7月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行い、また、2019年8月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。2016年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 親会社等との間の取引に関する事項

当社の親会社等は、代表取締役野村芳光氏であります。当社は2019年11月8日付で、代表取締役野村芳光氏から自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）の方法により自己株式を27,200千円で取得しております。

a. 当該取引にあたって当社の利益を害さないように留意した事項

本件自己株式の取得にあたっては、資本効率の向上を図るとともに将来の経営環境の変化に対応する機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的としております。また、当社や少数株主に対して利益を害さないよう、利益相反を回避するための処置及び価格の公平性に留意して決定しております。

b. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、上記の取引条件を慎重に審議、検討したほか、その利益相反

を回避するための処置に関する事項として、利害関係を有する代表取締役野村芳光氏を除いた取締役のみで本件自己株式の取得にかかる取締役会の審議及び決議を行っていることと、また取引の公平性を担保するための措置として、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）が利用されていること等から、本件自己株式の取得は、当社及び少数株主の利益を害さないものと判断しております。

c．取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2019年12月31日現在）

事　　業	主　要　業　務
ＥＲＰソリューション事業	ＳＡＰ導入コンサルティング

(8) 主要な営業所（2019年12月31日現在）

名　　称	所　　在　　地
本社	東京都渋谷区
西日本支社	大阪府大阪市淀川区

(9) 従業員の状況（2019年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
100名	3名増	35.0歳	8.2年

(10) その他会社の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　34,380,000株

(2) 発行済株式の総数　11,505,000株（自己株式50,330株）

(3) 株主数　2,975名

(4) 大株主 （上位10名）

株主名	持株数	持株比率
野村　芳光	7,035,000 株	61.42 %
大山　亨	207,000	1.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	162,100	1.42
有賀　滋	120,000	1.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	84,700	0.74
浅沼　雄二	73,200	0.64
石川　るみ子	71,800	0.63
外池　栄一郎	70,000	0.61
酒井　秀和	60,000	0.52
根本　康夫	60,000	0.52

（注）持株比率は自己株式（50,330株）を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項（2019年12月31日現在）

①2019年１月31日付で新株予約権の行使により、発行済株式の総数が16,200株増加しております。

②2019年２月28日付で新株予約権の行使により、発行済株式の総数が4,800株増加しております。

③2019年４月30日付で新株予約権の行使により、発行済株式の総数が6,000株増加しております。

④2019年５月31日付で新株予約権の行使により、発行済株式の総数が600株増加しております。

⑤2019年６月30日付で新株予約権の行使により、発行済株式の総数が6,000株増加しております。
⑥2019年８月１日付で普通株式１株を２株に分割したことにより、発行済株式の総数が5,715,900株増加しております。
⑦2019年８月１日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は17,190,000株増加し、34,380,000株となっております。
⑧2019年10月31日付で新株予約権の行使により、発行済株式の総数が3,000株増加しております。
⑨2019年11月30日付で新株予約権の行使により、発行済株式の総数が5,400株増加しております。
⑩2019年12月31日付で新株予約権の行使により、発行済株式の総数が64,800株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2014年12月12日開催の取締役会決議による新株予約権

①新株予約権の数

225個

②新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　135,000株（新株予約権１個につき600株）

③新株予約権の行使価額

１個当たり　75,000円（１株当たり125円）

④新株予約権の資本組入額

１株当たり　　62.5円

⑤新株予約権の行使期間

2016年12月25日から2024年11月30日まで

⑥新株予約権の行使条件

ア．各本件新株予約権１個の一部行使は認めない。

イ．本件新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が当社の取締役、監査役、従業員の何れの地位をも失った場合、その後、本件新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合で、当社取締役会が認めた場合はこの限りではない。

ウ．新株予約権者の相続人は、本件新株予約権を行使することができない。

エ．その他の権利行使の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社ノムラシステムコーポレーション第４回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

⑦当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 （監査等委員及び社外取締役を除く）	17個	10,200株	１名

（注）当社は、2016年５月27日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行い、2017年７月１日付で普通株式１株につき３株の株式分割を行い、また、2019年８月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。上記の②新株予約権の目的となる株式の数、③新株予約権の行使価額、④新株予約権の資本組入額は前述の分割に応じて調整されております。

2015年12月14日開催の取締役会決議による新株予約権

①新株予約権の数

60個

②新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　36,000株（新株予約権１個につき600株）

③新株予約権の行使価額

１個当たり　84,000円（１株当たり140円）

④新株予約権の資本組入額

１株当たり　　70円

⑤新株予約権の行使期間

2017年12月26日から2025年３月29日まで

⑥新株予約権の行使条件

ア．各本件新株予約権１個の一部行使は認めない。

イ．本件新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が当社の取締役、監査役、従業員の何れの地位をも失った場合、その後、本件新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合で、当社取締役会が認めた場合はこの限りではない。また、社外協力者はこの限りではない。

ウ．新株予約権者の相続人は、本件新株予約権を行使することができない。

エ．その他の権利行使の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「株式会社ノムラシステムコーポレーション第６回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

⑦当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	54個	32,400株	２名

（注）当社は、2016年５月27日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行い、2017年７月１日付で普通株式１株につき３株の株式分割を行い、また、2019年８月１日付で普通株式１株につき２株の株式分割を行っております。上記の②新株予約権の目的となる株式の数、③新株予約権の行使価額、④新株予約権の資本組入額は前述の分割に応じて調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2019年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	野村芳光	―
常務取締役	根本康夫	管理部長
常務取締役	有賀滋	営業企画部長
取締役	吉田勤	プライム企画部長
取締役	内山勉	コンサルティング事業部長
取締役	太田健一	みずほキャピタル株式会社　特別顧問 フィンテック　グローバル株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役 （常勤監査等委員）	冨谷正明	―
取締役 （監査等委員）	古藤全海	―
取締役 （監査等委員）	田部井修	田部井会計事務所　所長 株式会社アイティーコンサルティング 代表取締役 株式会社大里　社外監査役 株式会社アクトコール　社外取締役 （監査等委員） 株式会社バリューデザイン　社外監査役

（注）1. 取締役太田健一氏、取締役冨谷正明氏及び取締役田部井修氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役太田健一氏、取締役冨谷正明氏及び取締役田部井修氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、監査等委員のうち冨谷正明氏を常勤の監査等委員として選定しております。これは日常的に業務執行取締役等からの報告や各種調査等の継続的な対応を実効的に行うために必要と考えるからであります。
4. 監査等委員冨谷正明氏は、他社における取締役や監査役としての長年にわたる経験を有しており、経営全般に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員古藤全海氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査等委員田部井修氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める額を責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 （1名）	76,050千円 (1,200千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	7,110千円 (4,290千円)
合計	9名	83,160千円

（注）1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年３月28日開催の第32回定時株主総会において年額250,000千円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年３月28日開催の第32回定時株主総会において年額60,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	太田 健一	みずほキャピタル株式会社 特別顧問 フィンテック グローバル株式会社 社外取締役（監査等委員）
社外取締役 （監査等委員）	田部井 修	田部井会計事務所 所長 株式会社アイティーコンサルティング 代表取締役 株式会社大里 社外監査役 株式会社アクトコール 社外取締役 (監査等委員) 株式会社バリューデザイン 社外監査役

（注）太田健一氏及び田部井修氏の重要な兼職先である法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	太田　健一	当事業年度に開催した取締役会全17回（定時12回、臨時５回）のうち16回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するため、成長企業を含む多くの企業を支えてきた豊富な経験と知見を基に適宜質問し、意見を述べております。
社外取締役 （監査等委員）	冨谷　正明	当事業年度に開催した取締役会全17回（定時12回、臨時５回）の全回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するため、経営者としての豊富な経験を基に適宜質問し、意見を述べております。また、監査等委員会17回（定時12回、臨時５回）の全回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外取締役 （監査等委員）	田部井　修	当事業年度に開催した取締役会全17回（定時12回、臨時５回）の全回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適切性を確保するため、主に税理士としての専門的見地と高い見識に基づき適宜質問し、意見を述べております。また、監査等委員会17回（定時12回、臨時５回）の全回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算定根拠等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

会計監査人の再任の可否については、監査等委員会は毎期、会計監査人の適格性、独立性、監査の品質管理状況及び職務の遂行状況等を総合的に評価し、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を決定し、取締役会はその決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保する体制

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議しており、その概要は次のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、全役職員が法令、定款はもとより社会規範を遵守することを明確にするとともに、その遵守の重要性について繰り返し情報発信することにより、周知徹底を図ります。

② 当社は、「コンプライアンス・リスク委員会」、稟議制度、内部監査及び顧問弁護士による助言等によりコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスの遵守状況や事業におけるリスクの把握に努め、コンプライアンスの実効性を確保しております。

③ 「コンプライアンス・リスク委員会」は、万が一不正行為が発生した場合には、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて管理部は再発防止策活動を推進します。

④ 内部通報体制として「内部通報規程」に基づき、通報窓口を設け、法令及びその他コンプライアンスの違反またはその恐れのある事実の早期発見に努めます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ管理体制を確立します。情報セキュリティに関する具体的な施策については「情報セキュリティ委員会」で審議し、推進します。

② 個人情報については、法令及び「個人情報管理規程」に基づき、厳重に管理します。

③ 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、「リスク管理規程」に基づき、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な対応を講じます。

② 経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスク管理の観点から重要な事項については、「コンプライアンス・リスク委員会」において十分な審議

を行い、その結果を取締役会に報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は、原則として毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、事業運営に関する機動的な意思決定を行っております。

② 中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度毎の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しております。

③ 当社は、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、担当職務、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図るとともに、その職務執行状況を適宜、取締役会に報告しております。

(5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置きます。

② 監査等委員会の職務を補助する使用人の任命・異動等人事に関する事項については、監査等委員会の同意を得た上で行い、指揮命令等について当該使用人の取締役からの独立性を確保します。

(6) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行います。

② 監査等委員会は、重要会議への出席または不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けることができます。

(7) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」において、通報者が通報を行ったことに関していかなる不利益も与えてはならないことを明確にしております。

(8) 監査等委員の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、会計監査人や弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払うものとします。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員会は、重要な意思決定及び業務の遂行状況を把握するために、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、稟議書その他重要な業務執行に関する文書を閲覧します。

② 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査責任者と監査上の重要課題等について定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、内部統制状況を監視します。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

① 金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行います。

② 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

(11) 反社会的勢力への対応

① 当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を強化しております。

② 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士等、外部専門機関との密接な連携を構築します。

業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス

コンプライアンス・リスク委員会は、市場、情報セキュリティ、当社が提供するサービスにおける課題、労務等、会社を取り巻く様々な事業運営上のリスクの低減・回避策やリスクが顕在化した場合の対応策等を協議しました。

また、主要な規程、インサイダー取引や情報漏洩防止に関する研修での教育を推進し法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っており、あわせて内部通報制度の周知等により、コンプライアンスの推進、実効性の確保に取り組みました。

② 取締役の職務の執行

取締役会において、取締役全員出席のもと、重要な業務の執行に関する決定や監督等を行うとともに、中期経営計画及び利益計画を策定し、業務執行取締役は同計画の達成に取り組みました。

③ 内部監査の実施

内部監査部門は内部監査計画に基づき、監査等委員と連携して内部監査を実施し、モニタリングを行いました。

④ 監査等委員会の職務の執行

監査等委員会は、議事録や稟議書、契約書等の書類の閲覧に加え、関係者へのヒアリング、内部監査への立会い、代表取締役や監査法人との面談により監査を行うほか、毎月開催される取締役会やその他の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、内部監査及び会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

⑤ 内部統制システム全般

内部統制については、基本方針に基づき、内部統制システムの整備・運用状況をモニタリングし、改善をすすめました。

⑥ 反社会的勢力の排除

当社は、「反社会的勢力排除方針」を定め、当社ウェブサイトや社内メール等でその内容の周知徹底を図りました。また、反社会的勢力との取引防止のため、新規取引先の事前確認及び既存取引先の継続確認を適宜行うとともに、所轄警察署や暴力追放推進運動センター等の外部専門機関との連携により、反社会的勢力の排除に取り組みました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。配当につきましては、財務基盤の健全性を維持し、事業環境の変化や将来の事業展開に備えて内部留保の充実を図りつつ、配当性向40％以上の安定配当を継続的に行うことを基本方針といたします。

貸 借 対 照 表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,126,583**	**流動負債**	**274,395**
現金及び預金	1,759,895	買掛金	140,795
売掛金	330,706	未払金	27,198
仕掛品	25,043	未払法人税等	57,840
前払費用	5,685	預り金	15,837
その他	5,254	その他	32,725
固定資産	**455,634**	**固定負債**	**3,541**
有形固定資産	**5,692**	資産除去債務	3,541
建物	12,788	**負債合計**	**277,936**
車両運搬具	11,440	**(純資産の部)**	
工具器具備品	11,122	**株主資本**	**2,336,364**
減価償却累計額	△29,657	**資本金**	**316,156**
無形固定資産	**218**	**資本剰余金**	**272,656**
その他	218	資本準備金	272,656
投資その他の資産	**449,723**	**利益剰余金**	**1,774,955**
投資有価証券	384,193	その他利益剰余金	1,774,955
繰延税金資産	40,773	繰越利益剰余金	1,774,955
その他	24,757	**自己株式**	**△27,402**
		評価・換算差額等	**△32,788**
		その他有価証券評価差額金	△32,788
		新株予約権	**705**
		純資産合計	**2,304,281**
資産合計	**2,582,217**	**負債・純資産合計**	**2,582,217**

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

損　益　計　算　書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		2,411,749
売上原価		1,780,039
売上総利益		631,711
販売費及び一般管理費		297,307
営業利益		334,403
営業外収益		
受取配当金	16,493	
助成金収入	2,884	
その他	17	19,393
営業外費用		
その他	1	1
経常利益		353,796
税引前当期純利益		353,796
法人税、住民税及び事業税	117,350	
法人税等調整額	△4,328	113,022
当期純利益		240,774

（注）記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年１月１日から
2019年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2019年１月１日残高	**308,245**	**264,745**	**264,745**	**1,659,557**	**1,659,557**
事業年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	7,911	7,911	7,911		
剰余金の配当				△125,377	△125,377
当期純利益				240,774	240,774
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	**7,911**	**7,911**	**7,911**	**115,397**	**115,397**
2019年12月31日残高	**316,156**	**272,656**	**272,656**	**1,774,955**	**1,774,955**

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2019年１月１日残高	**△202**	**2,232,345**	**△31,004**	**△31,004**	**1,357**	**2,202,699**
事業年度中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）		15,822				15,822
剰余金の配当		△125,377				△125,377
当期純利益		240,774				240,774
自己株式の取得	△27,200	△27,200				△27,200
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△1,784	△1,784	△652	△2,437
事業年度中の変動額合計	**△27,200**	**104,019**	**△1,784**	**△1,784**	**△652**	**101,583**
2019年12月31日残高	**△27,402**	**2,336,364**	**△32,788**	**△32,788**	**705**	**2,304,281**

（注）記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

1.　資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの　……期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　……移動平均法による原価法によっております。

（2）たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品　……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

2.　固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　……定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	８～15年
車両運搬具	６年
工具器具備品	５～10年

3.　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

２．表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

３．株主資本等変動計算書に関する注記

1.　当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式　11,505,000株

2.　当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式　50,330株

3.　当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

普通株式　183,000株

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年３月26日定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	125,377	22	2018年12月31日	2019年３月27日

（注）当社は2019年８月１日付で普通株式１株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記金額は、当該株式分割前の実際の配当金の金額を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年３月24日定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	126,001	11	2019年12月31日	2020年３月25日

４．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
未払事業税	3,768	千円
資産除去債務	1,084	〃
投資有価証券評価損	15,063	〃
その他有価証券評価差額金	14,471	〃
税務上売上認識額	6,430	〃
その他	1,310	〃
繰延税金資産合計	42,127	千円
繰延税金負債		
仕掛品	1,307	〃
資産除去債務に対応する除去費用	47	〃
繰延税金負債合計	1,354	〃
繰延税金資産純額	40,773	千円

５．金融商品に関する注記

1.　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、経営活動に必要な資金の調達を自己資金にて賄っております。資金運用については、安全性の高い金融資産で運用する方針であります。なお、当社はデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に配当収入を期待する投資有価証券の運用ですが、市場価格の変動リスクに晒されており、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、そのほとんどが１年以内に決済または納付期限が到来するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程に従い、営業企画部と管理部が連携して、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②　市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2) をご参照ください。）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	1,759,895	1,759,895	－
(2)売掛金	330,706	330,706	－
(3)投資有価証券	383,387	383,387	－
資産計	2,473,989	2,473,989	－
(1)買掛金	140,795	140,795	－
(2)未払金	27,198	27,198	－
(3)未払法人税等	57,840	57,840	－
負債計	225,833	225,833	－

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負　債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	当事業年度 （2019年12月31日）
非上場株式	805

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため含めておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	1,759,895	－	－	－
売掛金	330,706	－	－	－
合計	2,090,601	－	－	－

６．関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

氏名	議決権等の所有 （被所有）割合	関連当事者と の関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
野村　芳光	被所有 直接　61.4％	当社代表取 締役	自己株式の 取得（注）	27,200	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）自己株式の取得については、2019年11月７日開催の取締役会で利害関係を有する代表取締役野村芳光氏を除いた取締役のみで慎重に審議、検討及び決議を行っていることと、2019年11月８日に自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により１株544円で取得することで取引の公平性を担保しております。

７．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　201円10銭

１株当たり当期純利益金額　　21円08銭

（注）当社は、2019年８月１日付で普通株式１株につき2株の株式分割を行いました。
１株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しています。

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

９．その他の注記

特記事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年２月13日

株式会社ノムラシステムコーポレーション
　　取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　渡　辺　雅　子　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊　藤　裕　之　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ノムラシステムコーポレーションの２０１９年１月１日から２０１９年１２月３１日までの第３５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年１月１日から2019年12月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2015年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年２月14日

株式会社ノムラシステムコーポレーション　監査等委員会

常勤監査等委員　冨谷　正明　㊞

監査等委員　古藤　全海　㊞

監査等委員　田部井　修　㊞

（注）常勤監査等委員冨谷正明氏及び監査等委員田部井修氏は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に定める社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。配当につきましては、財務基盤の健全性を維持し、事業環境の変化や将来の事業展開に備えて内部留保の充実も図りつつ、配当性向40％以上の安定配当を継続的に行うことを基本方針としております。　つきましては、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当及び剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき11円　配当総額　126,001,370円

③　剰余金の配当が効力を生じる日

2020年３月25日（水曜日）

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名全員は任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ています。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社の
株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td>野村（ノムラ）　芳光（ヨシミツ）
（1948年12月15日生）</td><td>1969年４月　トヨタ自動車株式会社入社
1971年３月　株式会社データプロセスコンサルタント（現アイエックス・ナレッジ株式会社）入社
1972年９月　三菱金属株式会社（現三菱マテリアル株式会社）入社
1979年10月　ノース・アメリカ保険株式会社（現エース損害保険株式会社）入社
1983年１月　損害保険代理店として独立
1986年２月　当社設立　代表取締役（現任）</td><td>7,035,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
野村芳光氏は、当社創業者であり、当社設立以来、長年にわたる経営者としての経験と優れた経営手腕により当社を成長させてまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、経営全般に関する知識と能力を有していることから、当社の持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>根本（ネモト）　康夫（ヤスオ）
（1957年５月19日生）</td><td>1976年４月　宮崎電線工業株式会社
1987年４月　株式会社システムエース入社
1988年８月　当社入社
1999年５月　当社取締役
2005年11月　当社取締役ＥＲＰソリューション事業部長
2006年12月　当社取締役ＥＲＰソリューション事業部長兼ネットワーク事業部長
2014年12月　当社取締役コンサルティング事業部長
2017年３月　当社常務取締役コンサルティング事業部長
2019年９月　当社常務取締役コンサルティング事業部長兼管理部長
2019年11月　当社常務取締役管理部長（現任）</td><td>60,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
根本康夫氏は、当社コンサルティング事業の責任者として同事業の拡大を通じた企業価値向上へ貢献してきた実績と取締役としての経営の監督を適切に遂行してきたことから、今後も当社の持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	有賀 滋（アリガ シゲル） （1971年７月１日生）	1994年４月　株式会社アルビオン入社 1995年２月　株式会社テレウェイネットワーク入社 1996年９月　エムシーメディオ株式会社入社 2003年４月　株式会社コムウェア入社 2006年４月　当社入社 2009年４月　当社営業企画部長 2013年１月　当社執行役員 2015年３月　当社取締役営業企画部長 2017年３月　当社常務取締役営業企画部長（現任）	120,000株
	取締役候補者とした理由 有賀滋氏は、当社コンサルティング事業のサービス提供方法の一つであるFISの持続的な成長による当社経営基盤の安定化を通じた企業価値向上へ貢献してきた実績と取締役としての経営の監督を適切に遂行してきたことから、今後も当社の持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。		
4	吉田 勤（ヨシダ ツトム） （1975年９月16日生）	1998年４月　株式会社クリスタル入社 2001年３月　株式会社ソフトウェーブ転籍 2002年５月　個人事業主として開業 2004年４月　当社入社 2014年８月　当社営業企画部長 2017年３月　当社取締役プライム企画部長（現任）	59,400株
	取締役候補者とした理由 吉田勤氏は、当社コンサルティング事業のサービス提供方法の一つであり、より収益性の高いプライムの案件獲得を通じた企業価値向上へ貢献してきた実績と取締役としての経営の監督を適切に遂行してきたことから、今後も当社の持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。		
5	内山 勉（ウチヤマ ツトム） （1976年６月11日生）	2002年８月　個人事業主として開業 2011年９月　当社入社 2014年４月　当社ＥＲＰソリューション事業部長 2017年３月　当社取締役コンサルティング事業部長（現任）	21,000株
	取締役候補者とした理由 内山勉氏は、2011年の当社入社以来、コンサルタントとして尽力し、2014年からはERPソリューション事業部長としてリーダーシップを発揮し、高品質な提供を通じて企業価値向上へ貢献してきた実績と取締役としての経営の監督に適切に遂行してきたことから、今後も当社の持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	太田（オオタ） 健一（ケンイチ） （1950年９月３日生）	1975年４月　株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 1987年５月　富士銀キャピタル株式会社（現みずほキャピタル株式会社）に出向 2002年４月　みずほキャピタル株式会社　営業推進部長 2002年９月　株式会社みずほ銀行からみずほキャピタル株式会社に転籍 2004年４月　みずほキャピタル株式会社　営業企画部長 2005年10月　同社　執行役員営業第３グループ長 2010年10月　同社　嘱託　営業部部長（2015年９月退任） 2011年４月　国立研究法人科学技術振興機構「A-STEP」「NexTEP」プログラム財務系評価委員(現任) 2015年10月　みずほキャピタル株式会社　特別顧問(現任) 2015年12月　フィンテック　グローバル株式会社　監査役 2018年３月　当社社外取締役（現任） 2019年12月　フィンテック　グローバル株式会社　社外取締役（監査等委員）（現任）	－株
	社外取締役候補者とした理由 太田健一氏は、銀行及びベンチャーキャピタルにおいて、成長企業を含む多くの企業を支えてきたことから財務及び会計に関する深い知見、また、相応程度の法務の知見を有していることに加え、国立研究法人科学技術振興機構の「A-STEP」「NexTEP」プログラムでの財務系評価委員としての経験を有しております。その豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として職責を果たしております。独立した立場から社外取締役として十分な役割を引き続き果たすことができると考え、社外取締役候補者としました。		

（注）１．当社と各候補者との間には、特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者野村芳光氏は当社の経営を支配しているものであります。
３．太田健一氏は、社外取締役候補者であります。
４．太田健一氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、選任された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
５．当社は太田健一氏との間で会社法第423条第１項に定める損害賠償を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項の最低限度額としております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
６．太田健一氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。

第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

業務執行監督機能及び経営執行等のモニタリングの強化を図るため、監査等委員である取締役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式数
千葉（チバ）　幸夫（サチオ） （1984年８月14日生）	2007年４月 2014年７月 2016年８月 2019年11月 2020年１月	あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 みずほ証券株式会社出向 有限責任あずさ監査法人帰任 千葉幸夫公認会計士事務所代表（現任） 株式会社four C partners代表取締役（現任）	－株
社外取締役候補者とした理由 千葉幸夫氏は、公認会計士として高度な専門知識や豊富な経験を有することから、公正かつ客観的立場からの経営の監督や当社の経営全般にわたる助言をいただくことで、取締役会の機能をさらに強化できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。			

（注）１．当社と候補者との間には、特別の利害関係はありません。

２．千葉幸夫氏は、会社法に定める社外取締役候補者であり、同氏が取締役に選任された場合には、当社は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

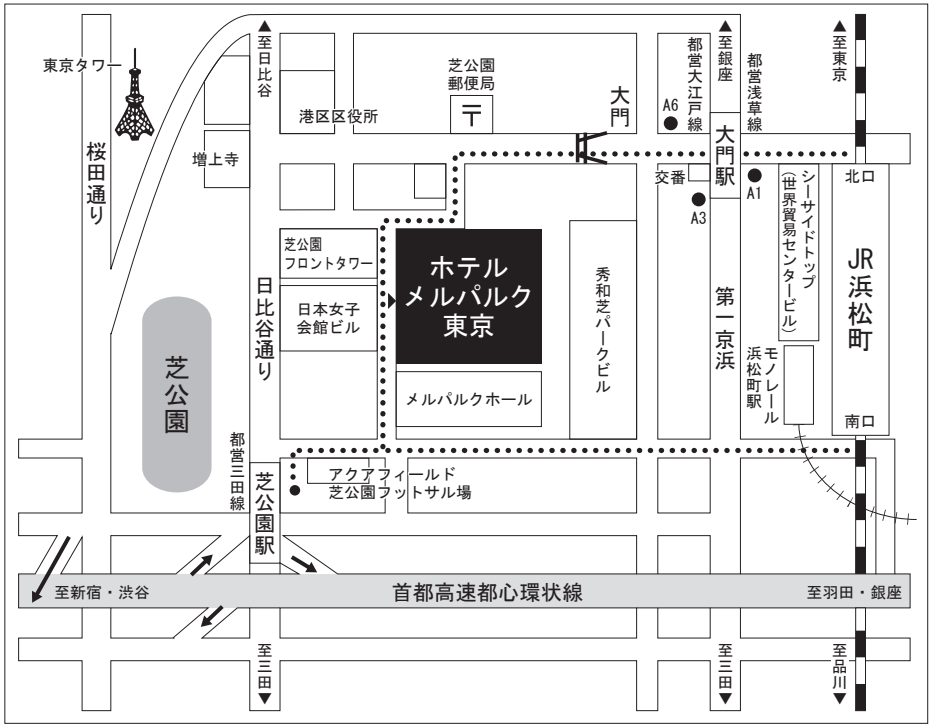
３．千葉幸夫氏が取締役に選任された場合には、当社との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額です。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都港区芝公園二丁目５番20号
ホテル メルパルク東京
５階 「瑞雲（ＺＵＩＵＮ）」
電話（03）3433-7211（代表）



交通

ＪＲ／モノレール	「浜松町駅」北口	徒歩８分
都営三田線	「芝公園駅」Ａ３出口	徒歩２分
都営大江戸線／浅草線	「大門駅」Ａ３出口	徒歩４分

※お願い　駐車場の収容台数に限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。